

学校経営のポイント

校長の自殺と公務災害補償

若井 彌一

新聞報道によると、1999（平成11）年3月、大阪市の公立小学校長（女性・当時56歳）が遺書を残して川に飛び込み自殺したことにつき、地方公務員災害補償基金大阪府支部は、公務災害であるとの認定をしたという（2001 平成13年5月22日『新潟日報』による）。

保護者との対応に苦慮の末自殺

校長の勤務校の3年生の児童（男）が1997（平成9）年4月に交通事故死した。翌年11月になって、死亡した児童の母親が「学級通信の内容が遺族の心情を逆なでする」とか、「葬式で男児の友達が弔辞を読んだ後校長らが拍手した」と批判しはじめた。そして、この保護者は、校長の自宅などに連日何回も電話するという行動に出た。

校長は、1999（平成11）年2月中旬、「うつ病」を発症して入院する事態になった。翌3月22日、この校長は、大阪市西成区の川に飛び込んで自殺した。一人の児童の交通事故死をめぐる学校側の対応が批判され、その解決策を見つけだせずに苦慮の末、校長が自殺するという、なんとも心痛む事件である。

毎日のように、さまざまな事故死に関する報道がなされているが、死亡者の親族や親しい関係にあった人々にとって、一人の生命ある者の他界は絶対的な重みをもつ。それだけに、他者の悪気のない言動に対しても、時に反発し、場合によっては批判や攻撃行動に走ることがあることを、この事件は教えている。

精神的に追いつめられて自殺した者を、単純に弱虫などと評論することはできない。校長の無念さは察するに余りがあるからである。肝心なことは、こ

の事件のようなケースにどのように対処するのかという基本的なおさえどころを、教職員が全員で確認しあっておくことである。

校長であれ、教頭であれ、はたまた一人の教諭であれ、批判・攻撃されたら心を一にして苦難に全員で対応する、という連帯の精神が悲惨な結末を招かないためには不可欠である。

自殺が公務災害と認められる場合

ところで、すでに述べたように、今回の校長の自殺については公務災害であるとの認定がされた。自殺のすべてが公務災害であると認められるわけでは、もちろんない。

公務災害と認定されるために必要な二つの条件として、公務の遂行性と公務の起因性があり、この二つを充足した場合に、職員の死亡や負傷等が公務災害と認定されることになる。

最近の事例としては、過重な公務で精神的に追いつめられて、「うつ病」にかかり自殺したとみられることにつき、自殺した小学校教諭（男・29歳）の妻が公務外災害であると認定されたことを不服として公務外災害認定処分の取消しを求めた裁判で、訴えを認めた盛岡地裁判決がある（2001年2月23日）。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授）

5月特大号 月刊**教職研修** 大好評発売中
特別付録「ミレニアムCD」添付

ぜひ一度、書店で手にとってごらんください

「21世紀への提言」「教育行政資料(中教審答申等)」「全国特色ある学校一覧」「教育関連URL一覧」「教育100年史」「教職研修誌創刊号からの目次一覧」など学校経営に役立つ資料が多数収録されています。

本紙はホームページでも閲覧できます

5月の新刊案内

大好評発売中！ 文部科学省が4月27日、正式に指導要録改訂について通知。

通知で示された「各教科・各学年の評価の観点及びその趣旨」「特活の評価」「行動の記録」等、全文を収録！

教職研修増刊**新指導要録全文と要点解説** B5判 300頁・定価2,350円

研修誌・図書の直接注文、研修会のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）